

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

下総総第200号。令和7年12月11日。

下田市議会議長、中村 敦様、静岡県下田市長、松木 正一郎。

令和7年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1. 件名。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

2. 訂正箇所。

別紙のとおり。

3. 訂正理由。

計画中の目標値の見直し等を行うため。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 提案の理由も示されずに議論をやれというのはいかなるもんかと。提案の内容をここで全議員に示して、ここで議論をしてください。議運は、今日は本会議の日程になっているはずでございますので、ここで諮ってください。どういう内容なのか。

過疎計画の議案訂正だという内容であれば、それは、今日は本会議の日で委員会も終わっていますし、議運に諮る必要は全くないと、こういう判断をしますので、ここで内容を明らかにして討論させてください。

○議長（中村 敦） 内容については、原案訂正が認められれば議題として追加されますので、そこで説明と質疑が行われますので、そのようにいたしたいと思います。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議会で、既に今言われた議題であれば、過疎地域のあれでは3対2で否決がされているわけです。結論が出ているわけです。今日は委員会の日ではないし、本会議の日です。そういう議会運営をしていいのかということをお皆さんに聞きたいと発言をしたいと思っております。

やはりそれは、今日は本会議で粛々と委員会で出された結論を議論をして採決をしていただきたいと。委員会で出した結論が妥当であるのかないのか。運営委員会なんかで差戻しをせずに、ここでやるということであろうかと思っております。

その内容からいって、非常に私は見づらい内容だと思います。委員会の中で3対2で否決されたから、否決されたその委員会の中でここは訂正したらどうかと、そういう指摘まで委員会はしているにもかかわらず、当局はこのまま審議を進めてほしいと、こういう答弁をよこしているわけです。それを今日になって議案訂正なんて、もう委員会が終わっている中で、議会の委員会としての結論が出ているにもかかわらず、その結論を覆すために議案訂正をするというような意図が明らかに見え見えだと。そんな議会運営をしていたら、当局と議会が癒着しているという、こういう大きな批判を私は受けようかと思っております。

委員会は結論を出したんですから、本会議でその結論を議員の皆さんに聞いていただいて、本会議で妥当かどうかの結論を出していくというのが議会の在り方だと思います。それを当局が今日になって、昨日は訂正しないと行ったものを、一昨日ですか。一日置いて訂正するんだと。議運を持ってくださいなんてとんでもない話だと思います。このまま今日の議事日程に従って進めていただきたいと思っております。

議長自身がそういう訂正議案を受けるということ自身が、私は大きな問題だと思います。議会としてやるべきことではないと、こう判断いたします。

○議長（中村 敦） 沢登議員のおっしゃるように、その原案訂正を受けるか受けないかは議会運営委員会で諮りますので、委員の方お集まりください。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 強引ですよ、少し。進め方が。民主主義の原則をまるっきり無視している。委員会で決議がされているわけ、結審されているわけですね。その内容についての変更ですよ。今回の変更をしたいというような話は。それを議運で諮るというのは全くナンセンスです。一事不再議。この原則を守らなければならない。議会の中で一旦決めたことは、それはその議会でもう一度諮ることはできない。ただしがあります。ただし書を読んでいきます。

ただし、原則の例外とされる場合は、事情変更の原則というものがございます。長が行う再議及び委員会の再付託があります。事情変更があったのかどうなのか。その説明もないまま、今のところないであろうというふうに解釈しておりますけれども。

ですから、ここで議運に諮るということ自体が、そもそも運営が間違っていると。日程によって議事を進めていただきたく思います。この議事を議事として入れる日程の変更もしなきゃいけないわけですね。日程の変更も認められていないのに、日程の変更をあたかも認められているがごとく進めていくというのは、これは運営上の間違いではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議事日程があるわけです。それから一事不再議があるわけです。この2つの足かせがあって、当局からのお申出は受け入れられないというのが議会としての基本的な姿勢ではないか。立場ではないかと思います。ですから、日程に従って議事を粛々と進めていただきたい。そのように申し上げたいと思います。

○議長（中村 敦） 日程の追加はできるかできないか、するかしないかを議会運営委員会で諮るものです。それから、一事不再議については、先例もありますので、事務局のほうから少し補足説明していただいてよろしいですか。

○事務局長（高橋智江） それでは、御説明申し上げます。

先ほど岡崎議員がおっしゃられましたように、委員会の議事についても基本的には一事不再議の原則が適用されます。そして、例外もあるということで、先ほどおっしゃられました。例えば案件について執行機関が誤った資料や不十分な資料を提出した場合、説明員の説明が誤っていた場合、議決後に、議決後というのは、下田市で言うところの採決後ですね。採決後に案件を巡る環境が大きく変わった場合は、再審査が認められているものでございます。

今回は、将来負担比率というところの数値が変わっておりますので、そこは議案として大きく変わった点というふうに事務局といたしましては判断しております。そして、この後、議会運営委員会のほうで諮らせていただいて、まず、日程追加をするかしないか。原案訂正について、委員会を再審査するかしないかというのを御協議をいただくものです。

過去の例を見ましても、やはり最終日に委員会等の審査を踏まえまして、最終日に原案訂正というのは出していることが多々あります。最終日はあくまでも、先ほど沢登議員が言われたように、本会議の日ではありますけれども、最終日に原案訂正が出たことによって急遽、委員会を開催し再審査を行ったというケースは多々ございますので、問題ないかと思ってお

ります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） いずれにしても、まずは議運に諮ることが正しいのかどうなのかというところから、まず議論はするべきであろうかと。

すなわち、今の状況の中で、環境が格別に変化したわけでもないような、既に結審が済んだ議案に対して、再び委員会に差し戻して議論させるだなんて、それはかなり横暴な話で、例えばここで修正動議が出て、じゃあ修正動議でいいですよということになれば、それで可決されるわけですから、そのほうが普通じゃないかなと。スムーズにいくんではないかなと思います。

ですから、ここでやたら無駄な時間をつくって、わざわざつくって、既にもう2時間ですね。修正がありまして、初日に議会が長引いているわけですね。これまた当局からの申入れによって、これで長引くわけですよ。だったら、そのまま別は何もしないで、普通どおり、日程どおりに、そして粛々と進めていって、その結果は誰も分かりませんが、どういう結果になるのか。修正が出るのか、あるいは否決になるのか分かりませんが、あるいは賛成になるのか分かりませんが、そのまま進めていくのが議会の本来としての在り方ではないでしょうか。

すなわち、ここで議運に諮るとということ、そのこと自体を皆さんにまずは問う必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 現段階といたしまして、この議会に、当局側から原案訂正の申入れは既に行われました。

ですので、その扱いについて議会運営委員会に諮るものですので、何らその手続に瑕疵はないと思いますけれども。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 大きな瑕疵があると思います。当局が出されてきても、かつてこの本会議の議運に諮るということを問題にするような時点でなくて、議会運営委員会が開かれたと思います。今回の場合は大きな問題があるから、私は議運の委員の1人でありまして、議運そのものを開くことが反対だということを言っているわけです。

ですから、かつての例と違うというのは、それから事情変更で状況が変わったということは、どこが変わっているんですか。議会事務局長が言うのは、50%の将来負担比率の現状を

100%以下にするというところを、現状の50%にするのか40%にするのか知らないけども、そこへ変更しているから客観的な状況の違いだなんて、全くのこじつけです。そこはもう委員会の中で、何で100%以下というようなこんな大きな数字にするんだという指摘をしているわけです。前回と同じような、また経営改革の状態からいっても100%以下というのは過大ではないかと。現状が50.8%だったかですかね。そういう数字に近い数字が妥当ではないかというような議論をしているわけですから、何が事情の変更だと。事情の変更というのは、客観的な事情が変更するということなんです。当局の勝手な事情は、変更したから事情の変更だなんて理屈にはならない。

ですから、この本会議で粛々と議論をしていただきたいと。全くこれを議運に投げかける内容を持っていない。実態的に言いますと、委員会3対2でこの案件は否決をされています。したがって、当局としては格好が悪いから、全員が賛成になるように審議し直してもらおうというような、全く議会を無視するような当局の提案になっていると。それに議長や事務局長が加担をするというような姿勢を取っては、私は全くいけないと思います。何のための議会なのかと。こういうことに関わってきて、それは法的には先ほど岡崎さんが言ったように、一事不再議という形で法的にもう明確になっているわけですから、どちらの原則を重視すべきかというのを判断いただければ明らかなだと思います。本会議で議論すればいいじゃないですか、別に。

○議長（中村 敦） 原案訂正の申出があった以上、それを諮るかどうかは議運でしか諮れません。そして、内容については議運で諮るものではありません。必要に応じて委員会に付託し再審査していただくという、これは会議規則にのっとりた流れですので、会議規則にのっとりた会議を進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） それを受けるのかどうかは議長判断で受けただけですから、その先の話は議会の話ですから。議長はそれがよしとして受けたんだろうと。このカンニングはね。カンニングじゃないですか、こんなの。議会で結論が出ました。否決が出ました。その答えを知った上で訂正させてくれと。これカンニング以外の何物でもないですよ、やり方として。こんな子どもたちに言えないですよ。カンニングするなって言っているわけですから、大人がね。やり方としてこれカンニングじゃないですか。当局によるカンニングを許すのかという話ですよ。それを許したら議会が駄目になります。それを議長が許しては駄目だと。ですから、日程どおり粛々と議事を進行していただければと思います。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時37分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

下田市議会会議規則第21条を読みます。「議長が必要があると認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる」とございます。

議事日程の追加については、下田市議会では、議会運営委員会に諮ってくるのを通例としておりますが、この第21条に基づくこの会議に諮ってというのは、この本会議のことでございますので、ここで決めることもできます。

ですので、ただいまから議事日程の追加について諮りたいと思います。

局長補佐から朗読させました議案の原案訂正について日程に、議事第1の前に追加することに賛成の諸君の挙手を求めます。

もう一度言いますね。

冒頭に報告のありましたように、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についての原案訂正についてを日程に、議事第1の前に日程追加することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（中村 敦） 賛成少数でございますので、日程に追加はいたしません。

ここで暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前11時8分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

令和7年12月11日。

下田市議会議長、中村 敦様。発議者、下田市議会議員、江田邦明。同じく天野美香。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についてに対する修正動議、上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて

提出します。

提案理由。

字句の修正及び下田市の公共経営改革に向けた実行計画で示された計画最終年度の地方債残高と財政力に関する目標値の整合性を図るため。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ここで休憩します。11時20分まで休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、市長から発言を求められておりますので、許可します。

市長。

○市長（松木正一郎） このたびの原案訂正の申入れが受け入れられなかった。このことは残念ではございますが、真摯に受け止めなければならないというふうに考えます。

補足させていただきますと、議第66号の過疎計画について、専門委員会での議論を踏まえ、内容の一部、つまり目標値の設定でございますが、これについてよりチャレンジングなものにしようと、こういう訂正が本質的なものでございます。

議会というところは、本来健全な批判精神により議論する場であり、今般のその原案訂正の申出の内容についての説明が一切なされないまま止められたということについては、私は若干の残念な思いがございます。

沢登議員については、私はふだんから健全な批判精神に対して敬意を抱いておりますけれども、今般の議論そのものの封殺というのは、沢登議員にしては珍しく教条主義ではなかったかと私は思いました。さらに言えば、岡崎議員のカンニングという表現は、その内容についての考慮をしないまま安易に口にすべきではないというふうに私は考えて、残念でございました。

もろもろ申し上げましたが、一応私どもとしても考えて訂正のお申出をしたところでございますが、議会の皆様の否決がありましたので、このことについて我々として反省すべきことは反省しなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまから、議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、

委員の方はお集まりください。

暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時31分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上14件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、楠山俊介委員長の報告を求めます。

8番 楠山俊介議員。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 下議委第52号。

令和7年12月11日。

下田市議会議長、中村 敦様。産業厚生委員長、楠山俊介。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について。
- 2) 議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。
- 5) 議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
- 6) 議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。
- 7) 議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第2号)。

2. 審査の経過。

12月8日、9日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋上下水道課長、大原産業振興課長、田中観光交流課長、芹澤市民保健課長、土屋税務課長、佐々木建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また、議第69号の審査に当たっては、下田市議会議場において、総務文教委員会との連合審査会を開催し、参考人として、公益財団法人下田市振興公社より横山秀美理事長、土屋紀元常務理事、原安澄庶務課長兼国際交流課長を招致し、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要なものであると認めた。

- 2) 議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

- 3) 議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

- 4) 議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上であります。

○議長(中村 敦) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番(沢登英信) 審議、御苦労さまでした。

議第69号の敷根公園の指定管理者の指定期間の変更についてをお尋ねをしたいと思います。

これは、本来令和7年までのものをこの令和8年度いっぱいまで延期をするということですが、そういうやり方と同時に、この指定期間が終わったんだから、延長ではなくて新たな指定期間を定めて選考すると、こういうやり方もあろうかと思うわけですが、どういふわけでこの延長するという方向で契約をし直すことになったのか。1点目、その点についてお尋ねをいたします。

その背景にございますのは、御案内のように、直営にしていくなだということで、すぐ直営にするためにはいろいろテストケース等々をしないと問題が出てくるので、直営化がスムーズに行われるようにするんだと。こういう当局の見解であったかと思うんですが、そうしますと、直営化によります敷根公園のメリットとは何であるかと、そういう議論をきっちりやられたのかどうなのか。どういふ審議がされたのか。2点目としてお尋ねをしたいと思います。

そして、この令和7年10月7日付の下議委第73号の諮問のありました、下田市公共施設利用推進協議会の会長、峯岸 勉さんがここに、最終の意見書を一番最後に書いてございますね。

市民サービスが低下しないような綿密な調整を行ってください。この1年間は綿密な調整を行うための期間であるという具合な認識を、この答申書を出すに当たって認識しているわけですが、しからば、この1年間でどのような綿密な調整を行っていくのかという点について、3点目としてお尋ねをしたいと思います。

その具体例としまして、議第68号の説明資料、指定管理者の指定期間の変更に関する参考資料（敷根公園）という資料がございますが、ページ数22ページですが、お開きをいただきたいと思います。

施設管理及び運営の要旨、下のほうに、3の（1）の中に、市民だけでなく観光客も楽しめる公園づくりを目指す、こういう具合に書いてございます。これは、この振興公社がこのようにしますと言ってきたわけではなく、市当局が指定管理者に対して、市民だけでなく観光客も楽しめるような公園づくりを目指してほしいですよと、こういうことをおっしゃっているんだと思うわけでありまして。したがって、市民だけでなく観光客も楽しめる公園づくりというのは、具体的に何を指しているのか。市当局は何を指してこのような観光客も楽しめる公園づくりをしてくれと言っているのかと。

さらに、プールの監視体制については、事故があってはいけないので、有資格者3名体制を基本とするというようなことも書いてございます。したがって、これは直営でやれば、資格者が3名ではなくて4名でより増やして安全を確保するというようなことになるのかなのか。

さらに、23ページを見てもみますと、各種スポーツについて全国大会出場経験者の専門スタッフを配置し、的確な指導とアドバイスを利用者に提供することを可能とする、そういう職員配置をなさいと。こういう具合に言っておりますが、現状はどういう方々が、全国大会に必要な人たちが配置されることになっているのか。どういう計画になっているのか、お尋ねをしたい。現状が公社でどうなっていて、直営でやればこういう専門スタッフがきちんと配置がされる保障というものはあるのかなのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

さらに、自主事業としてここに、アからオまで書いてございますが、やはり直営になりましても、ここに書いてあるようなアからオまでの事業がきちんと実施ができるというような保障はどういう議論をされて確認をされたのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

以上、指定管理料の9,776万円につきましても、前回から上がっているわけですが、特にこの人件費等が人勸対応できないというようなことが、振興公社の事務局長、理事長等からお話があったかと思いますが、この予算の中でそういう事態が引き起こされないような金額

になっているのかどうなのか。そういうチェックをされたのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業厚生委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） 今の沢登議員からの質問であります。議第69号に関しましては、審査の経過の中で説明しましたように、この議場において、総務文教委員会との連合審査会ということで開催をされ、そこで、参考人として下田市の振興公社の関係者に出席を求めましたが、その後に所管課の課長さんに入っていて、そこでの質疑ということをしましたので、産業厚生委員会としては、それで議第69号の質疑は終了したということで、そして今、質問された沢登議員もそこに同席しておりましたので、そこでの当局とのやり取り等、あるいはいろんな質問の出たかどうかということに関しては、そこで聞いていたと思いますので、そして産業委員会としては、その後の委員会においては、議第69号に関しましてはそこで終了したというふうな判断ですので、単独でそれ以上のことはしておりませんので、あの合同の中の委員会での質疑以上のことはしておりませんので、そちらを聞いていたと思いますので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 合同でやりましたのは、指定管理になりますですね。指定管理者がどういふわけで直営でやってほしいという申出をしたかと、こういう実態を明らかにするために合同でやったわけであって、それをどのように当局が受け止めて実行していくかというのは、当然委員会審議の中で当局と委員会でやるべき課題だろうと思うんです。合同でやったからあと質問することはありませんよというようなことでは、委員会としての役目を果たしていない。何の議論をしてるんだと。こういう非難を市民から私は受けるんじゃないかと思うんです。それで委員長としてよしとしているのかと。

そして、やはり答申案を見ますと、この本会議の指摘の中でも、この下田市長への下田市公共施設利用推進協議会会長、峯岸 勉さんからの答申書は、きっちり会議を持ったわけではないと。書面審査だと。10名の方々が集まったわけではなくて、10名の方に書面を回して、いいんじゃないでしょうかと。そして、そういうものであっても最低限として1年間の延長期間で直営がスムーズに行えるように、直営化によるメリット、あるいは市民サービスが低

下しないように綿密な調整を行ってくださいと。こういう注意書がついているわけですから、この点について当局を正してきっちりどうなっているかも審議をしないというような委員会であっていいのかと。責任者としてどう考えているのか。再度質問をしたいと思います。

○議長（中村 敦） 産業厚生委員長。

〔産業厚生委員長 楠山俊介登壇〕

○産業厚生委員長（楠山俊介） この合同審査会で、当局にも出席をいただいて質問をしておりますので、それをもって産業厚生委員会としては、議第69号の議案審査は終了しているというふうに判断をしているものであります。

そして、先ほど言いました議決の件に関しても、この合同審査会の中で質問が出、そこでやり取りがあったというふうに記憶しておりますので、そのことは沢登議員も同席しておりますので、そこで納得いただけるのが当然だと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、総務文教委員会、天野美香委員長の報告を求めます。

6番 天野美香議員。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

2) 議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について。

3) 議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について。

4) 議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

5) 議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

9) 議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

10) 議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

2. 審査の経過。

12月8日、9日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木総務課長、平井企画課長、糸賀財務課長、澤地会計管理者兼出納室長、土屋税務課長、藤井防災安全課長、加藤福祉事務所長、平川学校教育課長、増山生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また、議第67号及び議第68号の審査に当たっては、下田市議会議場において、産業厚生委員会との連合審査を開催し、参考人として公益財団法人下田市振興公社より横山秀美理事長、土屋紀元常務理事、原安澄庶務課長兼国際交流課長を招致し、それぞれの意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、本委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について。

決定、賛成少数により原案否決。

理由、計画の一部について認められなかった。

2) 議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ないものであると認めた。

3) 議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ないものであると認めた。

4) 議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

5) 議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

6) 議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない条例制定であると認めた。

7) 議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

8) 議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第5号)(本委員会付託事項)。

決定、賛成多数で原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

9) 議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦) ここで休憩します。1時まで休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○議長(中村 敦) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務文教委員長の報告は終わりました。これに対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番(岡崎大五) この中で、議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御質問いたします。

まず、この課設置条例の一部を改正する必要性がどこにあったのか。

2点目としては、非常に注目といたしますか、人数の大幅な減少がある教育委員会が50名減ということで、その内容について、併せて御説明ください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 設置と、それと人事とかの人数の御質問なんですけれど、まず、学校教育課の中で、学校教育係と、それとこども育成係というふうに今まであったものが、国のほうのこども家庭庁の新設によって国の動きを受けて、下田市もそういった動きから、こども家庭課というものが新設されます。その中に、こども育成係というところが保育園であるとか認定こども園ですとかそういったところを所管するわけですけども、そこに配置される関係で人事が動いているというような説明は受けております。

定数は10人ですね。議案書説明資料の38ページにあるかと思うんですけども、ここの差額が、職員差額が恐らく10人なんです。この人数がそちらのほうに配属されるということです。改正後ですね。福祉保育係、市長事務部局の職員210名プラス38名、保育士の人数が10名。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 議第71号の説明資料38ページのところの（3）のところ、教育委員会の事務局及び教育機関の職員85名いたところが、教育委員会の事務局及び教育機関の職員が35名ということで、大幅にこれ50人減っているわけですね。

ですから、その50人が何課でどこに配属され、どういった役割のお仕事をされている方々がそちらに行くのかということをお説明いただければと思います。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午後1時5分休憩

午後1時6分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 定数の異動人数、市長部局38人と議会事務局に1名と、それで教育委員会、ここはマイナス50名となっていますけれども、監査部局に1名、合計、これ

を全部足してマイナス10名になると思うんですが、この10名が保育係のほうに配属されるということですか。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。3回目です。

○7番（岡崎大五） 教育委員会がマイナス50人ということなんですが、学校教育課と生涯学習課はそのまま教育委員会に残るのかどうかをお知らせください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） そのまま学校教育課と生涯学習課は教育委員会の所管になります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 3点ほど教えてください。

議第66号のところで、賛成少数により原案否決ということでありまして、その下に理由として、計画の一部についてというふうに書かれています。この否決の理由はどのような内容だったのか。

2点目が、採決のときに賛否の討論があったと思いますが、その賛否の討論は、委員会での討論はどのような内容であったのか。

それから、3点目に、この審査のときに、この否決の理由等の内容について当局のほうに見解と説明を求められていると思いますが、そのときに当局はどのような説明内容であったのか。この3点を可能であればお答えください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） まず、1点目ですけれども、これは、委員の中でいろいろ意見はございました。今言われていました財政面でありますとか、あと記載の内容のちょっと修正を求めるところがございました。それと、あとはそういった防災面だとかということの中でこの否決になっているというか。答えになっていますか。

○議長（中村 敦） 2番 大西將由議員。

○2番（大西將由） すみません。補足については、討論の内容なんですけれども、一つは語句ということで、記載の中で老人ホームと養護老人ホームというのがありまして、その意味が全然違うんじゃないかということに対する討論と、あとは、地域の持続発展のための基本

目標に対して、観光交流客数とふるさと応援寄附件数は、これから頑張るぞという意味で高い目標になっているんですけども、将来負担比率に関しまして、現状50.8%のところは100%以下ということで、これから頑張ろうという意識の中で、当然現状維持かそれに近い数字が出てくるだろうということだったんですが、100%以下ということで、ちょっとそれが方向性が逆じゃないかということで、その面に関して2つ討論がありました。

賛成意見に関しては、公共経営改革と整合性は取れていないのではということもあったんですが、それは整合性は取っていないということで、あくまでも万が一のための安全的に取ってあるということでもいいんじゃないかという意見もありました。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） すみません。もう1点、今出された採決のときの賛否の中で、反対意見というのがあったわけですね、何か所かに関して。結果的に採決したときに賛成少数ということで原案が否決されたということだと思いますが、このときの原案の否決の理由になったことに関しては今、大西議員から説明もありましたけれど、その辺のところもしっかりと幾つあって何がという返答がちょっとあやふやのような気がしますけれど、それを審査のときに当然当局のほうに質問なり説明を求めたり提案というようなことがあったと思うんですが、そのときに当局のほうはそれに対してどのように回答されたのかをお聞きしたいんです。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） おっしゃるとおり、そちらに関しては当局のほうに説明と、それとあと修正等のことは求めました。その時点では、すぐに修正ということのお答えはございませんでした。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） そのときに、これは問題であろうということを議員の方から指摘をし、そして修正すべきところは修正すべきであろうとか、この数字はどういうことだとか、この表現はどういうことだとかというようなことを議員のほうから当局に説明を求められたと思うんですが、それに対して当局が具体的にどういうふうに答えられたのか。例えば修正をできないというのは、なぜできないとか、あるいは、後ほどの修正になるとか、いろんな理由でそういうことを言ったと思うんですが、その辺のことが、我々委員会が違ってその場で聞きしていませんので、それを教えていただきたいなというところではありますが。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 先ほど副委員長からもございましたけれども、修正のことに關しましては、老人ホームと養護老人ホーム、そのところは委員のほうから当局に訂正を求めましたが、その時点では訂正をするというような答弁はございませんでした。これが1点です。

あとは、ほかは先ほど申し上げておりました、財政指数等のことにも委員のほうからも意見がございましたが、その場でそこに関して触れる特別な答弁もございません。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） すみません。訂正を求めたときに、修正をされない理由というのがあると思うんですね、当局のほうで。要するに、その辺のところがこの委員会のときに当局から委員の皆さんに説明をされたか。もしされているようなら、どのような説明だったかというところ。あるいは、その数値の変更というのを求められたときに、その数値の変更をしないということに関しては、例えばその数値がこういうことで変更はないとか、変更できないとか、変更する必要がないとか、そういう理由を述べられたと思うんですが、その辺はどのような理由を当局が述べられたかをお聞きしたいです。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 理由は述べられておりません。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 明確な意味での返答はなかったんですね、内容は。

2つのことについて言えば、養護老人ホームと老人ホームの件につきましては、当局も間違いを認めましたけれども、訂正する機会というのはその後あるので、これで認めてほしいという、こういう内容であったかと思います。そして、将来負担の数字は、たしか現在50.8%と、100%以下にしたいということですので、これは、もしくはあったときに過疎債を借りる下敷きになる計画であるので、現状は今130万円ほど借りていて、確かに公共のほうは20億円削ろうという、こういう計画になって、実際その100%になると150億円ぐらいは借りら

れるという、さらに20億円余分に借りられるという、こういう形になっているのでいかがかという質問に対しては、そういう事態というのはあんまりないだろうけど、もしもそういう場合があったときには借りられるようにしておきたいんだと。こういうことでありましてので、それはやはり全体の公共経営を20億円削減していこうという、当局が既に出している計画と合致しないのでいかがなものかということで否決がされたという経緯になっているかと思えます。

ですから、当局には一応訂正をしないかということをお願いしましたが、現時点では訂正をしないと。これを通していただきたい、採決していただきたいと。こういう答弁が担当者からあったという、こういう経緯でございます。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午後 1 時22分休憩

午後 1 時23分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） すみません。ちょっと補足で、楠山議員にお答えさせていただきたいと思えます。

財政力のことに関しまして、今回この財政力に関する目標ということに対して、若干ちょっと安全面につくっているのは事実だということをおっしゃられておられました。そして、公共経営の中では、一般会計というくくりの中で状況ですとかそういったものを提示していらっしゃるということと、それと特別会計ですとか企業会計と、あと一部事務組合等を含めたものとしての統計として使用する関係もあるので、若干それだけではちょっと計り知れない動きがある、おそれがあるというような答弁がございました。それが一つです。

それと、資料の提示に関しましては、先ほど沢登議員からありましたけども、介護老人ホームと老人ホームですね。そここの資料は、確かにこちらのほうから請求というかをさせていただいてはおります。それに対しての当局のお答えというのが、間違っておりますので、ちょっと方法は今すぐ対処ということはありませんけれども、委員長を含めて相談させていただくことでお願いしますという申出がございました。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 委員会審査、お疲れさまでした。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について、委員会審査の経過等をお尋ねしたいと思います。

本計画においては、議案説明資料3ページに記載がありますとおり、第5次下田市総合計画後期基本計画と現在策定中の第3期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のほか、本説明資料にも記載があるその他各行政分野計画という点では、私は現在改定中の下田市将来人口ビジョンや下田市の公共経営改革に向けた実行計画が該当し、整合性を図った数値を掲げる必要があると考えております。

こういった視点から、本会議において、私からは、委員会審査において詳細な説明をするべきという観点で、それぞれの計画に掲げられております数値の資料であったり説明をお願いしたところでございます。

そこで、まず1点目、下田市過疎地域持続的発展計画（案）の11ページにあります。イ、財政力に関する目標、表項目中の令和12年度目標値で、将来負担比率100%以下、実質公債費比率で10%以内と算出した根拠となる計算式、またその計算式の分母分子を構成する各数値について、委員会審査で説明するよう本会議で要望いたしました。それらの説明があったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 数値に関する資料等の配付はございませんでした。

それと、あと財政としては、多少の余裕を見ていきたいというような御説明はございましたが、具体的な数値についての御説明はございませんでした。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 将来負担比率であったり実質公債費比率については、令和6年度決算の主要な施策の成果でも記載があるとおり、将来負担額であったり充当可能財源等、標準財政規模または算入公債費等が数式の根拠の数字となると思いますが、それらの数字についての説明はなかったということで確認をさせていただきました。

実際、この表項目中の令和12年度目標値、将来負担比率100%以下と実質公債費比率10%以内は、現行の令和3年度から本年、令和7年度までを計画期間とする現在の下田市過疎地

域持続的発展計画と同じ目標値であり、現在下田市が公共経営改革に向けた実行計画に取り組むと市民の方にも説明している中で、目標の設定が低いと考えます。

委員会審査の中で、逆に委員の皆様からはどのような数値が妥当だったという根拠的な数字を踏まえて、何か提案があったかどうか、教えてください。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） 将来負担比率また実質公債費比率、こちらについてですけれども、低いのではないかという複数の委員からのそういった意見はございました。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 感覚的に数値目標が低いということで、具体的な数値の提案等はなかったということで、委員長からの説明をいただきました。ありがとうございます。

最後、3回目の質問になります。

過疎地域持続的発展計画の10ページに、アとして、人口に関する目標が、やはり令和12年度目標値として掲載がされております。

ここで質問させていただくのは、人口目標が1万6,616人ということで、現在示されております下田市将来人口ビジョンでは1万6,882人とされております。この数値は、議会の議決事件である第5次下田市総合計画の中の基本構想で議会が議決した内容でございますが、この過疎計画で示された人口1万6,616人というのは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した数値であり、これまで下田市がまちづくりの人口ビジョンとして掲げた様々な施策を総合的に展開することで、この社人研の数値を上回る下田市人口の将来展望を指標として掲げているものと整合性が取れない内容でございます。

この点について、委員会審査の中で各委員から何か質問であったり意見等があったか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 天野美香登壇〕

○総務文教委員長（天野美香） こちらについての委員からの特段意見はございませんでした。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画に対し、江田邦明議員及び天野美香議員から、お手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明） 令和7年12月11日。

下田市議会議長、中村 敦様。発議者、下田市議会議員、江田邦明。発議者、下田市議会議員、天野美香。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についてに対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由。

字句の修正及び下田市の公共経営改革に向けた実行計画で示された計画最終年度の地方債残高と財政力に関する目標値の整合性を図るためです。

それでは、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についてに対する修正動議について御説明申し上げます。

修正案の資料を1ページおめくりください。

議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についての一部を次のように修正するものでございます。

1. 基本的な事項（6）地域の持続発展のための基本目標の本文中、イ、財政力に関する目標、持続的発展する地域を目指すため、下表の項目を指標とする。及び、事業計画（令和8年度から令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）の本文中を修正するものでございます。

修正内容につきましては、お手元に配付の修正案説明資料で御説明申し上げます。

修正案説明資料の1ページ、2ページを御確認ください。

本ページは、下田市過疎地域持続的発展計画の案の11ページの修正内容を記載しております。下線箇所が修正となる対象箇所でございます。

左側のページ、修正前の表を御確認ください。

表中、項目、実質公債費率を、右側の修正後の表を御確認ください。実質公債費比率に改めるものでございます。また、同表中の変更箇所は、表、項目、将来負担比率（令和12年度）

目標にある100%以下を、右の表を御確認ください。同表中、当該箇所を30.7%以下に改めるものでございます。

次に、修正案説明資料3ページ、4ページの御確認をお願いいたします。

こちらは、本計画案の55、56ページの箇所を改めるもので、修正前、左側のページ、事業計画(令和8年度から令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)の表のうち、持続的発展施策区分、表中ほどにございます、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業内容記載のうちと、表の下段、下から3段目、老人ホーム施設建設・改修事業を、右側、修正後の同表のとおり、養護老人ホーム施設建設・改修事業に改めるものでございます。

次に、修正案説明資料5ページをお願いいたします。

こちらは、修正案説明資料1ページ、2ページの右側、修正後の令和12年度将来負担比率目標30.7%以下とした算出根拠の数式となっております。

まず、関連する指標として、上側の2つの項目について説明させていただきます。

上段の項目は、下田市の公共経営改革に向けた実行計画(2025年10月31日当初予算編成説明会資料)から抜粋したものであり、また、市民向けの説明会においても同内容の説明がされているものでございます。

同実行計画、表中6.重点方針に基づく検討における目標指標として、1)計画期間、令和8年度から令和12年度の5年間、こちらは現在上程されている過疎地域持続的発展計画と同期間を計画期間としております。

次に、2)目標として、計画最終年度における地方債残高(一般会計)で110億円以下を目標としております。

次に、2段目は、令和7年度の将来負担比率で、数値については、令和6年度決算に基づくものです。

御承知のとおり、将来負担比率の算出については、分子に将来負担額と充当可能財源等を、分母に標準財政規模、算入公債費等が構成となっております。令和6年度決算においては、将来負担額190億8,000万円となっております。その内訳は、一般会計等の地方債現在高で121億6,000万円、公営企業等繰越見込額で34億1,000万円、組合等負担等見込額で7億3,000万円、退職手当負担見込額で27億8,000万円がその内訳となっております。算出計算式に基づきますと、令和6年度決算値においては、将来負担比率が50.8%となっております。

これまでに説明した内容に基づき、まず5ページの下、原案に基づく令和12年度決算値、

令和13年度将来負担比率の計算式を想定として算出させていただきました。

将来負担額のうち、一般会計等の地方債残高及び充当可能財源等と標準財政規模、算入公債費等については、現行の数値をそのまま使わせていただいております。当局の示す下田市過疎地域持続的発展計画に示された令和12年度目標値、将来負担比率100%とした場合、割り戻した結果、将来負担額合計は219億3,000万円となり、その内訳は、一般会計等で150億円、以下34億円、7億円、27億円の数値となっております。

公共経営改革に向けた実行計画で示す一般会計110億円以下と比較した場合、40億円の差がございます。こういった観点で、原案の令和12年度将来負担比率については、計画値の設定が正しくないと私は判断しております。しかしながら、一般会計等の地方債現在高を110億円とし、残りの40億円を広域ごみ処理等組合等の負担見込額とする場合、その100%の根拠は成り立ちますが、議会または委員会審査においてそのような説明はなかったと聞いております。

次に、5ページの半分から下、修正案に基づく令和13年度、令和12年度決算値に基づく将来負担比率の計算式を示させていただきましたので、御説明申し上げます。

まず、将来負担額179億2,000万円の内訳から説明させていただきます。

一般会計等の地方債現在高は、下田市の公共経営改革に向けた実行計画で目標値を示す110億円以下を数値としております。以下、公営企業等繰越見込額、組合等負担等見込額、退職金負担見込額については、令和6年度決算値をそのまま準用させていただきます。

これに基づく将来負担比率の計算を行った結果、30.7%という数値が導き出せます。こちらの数値が当修正案の2ページ、右側の表にございます修正後、将来負担比率目標(令和12年度)を30.7%以下とする根拠の数値となっております。

以上、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画に対する修正案の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません。それでは、説明いただきましたので、ちょっと簡単に御質問させていただきます。

5ページの3段目の四角、修正案に基づく将来負担比率の計算式ということでございます。将来負担額179億2,000万円と見込まれたということでございますが、一般会計の地方債現

在高を110億円にするという目標、そちらについてはよろしいかと思いますが、この公営企業等繰入見込額であったり、組合等の負担等見込額、退職手当負担見込額、こちらが令和6年決算値を使われているというようなことについてと、あと充当可能財源161億4,000万円、こちらも同額の数字を使われているというようなことで、今後、上下水道であったり一部事務組合の負担増が見込まれることはないのか。また、充当可能財源についても、基金の活用等で今後減ってくるというようなことも考慮されていないのではないかというふうに思われますが、それについてちょっと教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔13番 江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明） こちらについては、将来の変更の可能性があるという場合であれば、当然本議案が上程された本会議または委員会審査の中で、その詳細を当局が説明されるものと思われませんが、そういった説明がないということは、当局側も令和6年度決算値数値を見込んで算出しているものと私は判断しております。

あわせて、現行計画、令和3年から5年間の同じ過疎地域持続的発展計画においても、10ページ、財政力に関する目標としては、令和7年度目標値、将来負担比率100%以下、実質公債費比率10%以内としておりますので、そこら辺とあわせて、当局が現行5年後の計画でそこら辺の数値がなぜ変わらないかという詳細説明がない限り、現行を基準とすればよいという判断で私のほうは算出しております。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔13番 江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明） 議案の説明のほうを終わらせていただきましたが、改めまして、本計画（案）の10ページ、11ページを御確認いただきたいと思います。

それぞれ右のページ、左のページに各目標値が設定されております。この人口で言えば1万6,616人、出生数68人、ふるさと応援寄附件数1万9,000件についても、現状の下田市から言えばチャレンジという数字かと私は考えております。また、右のページの実質公債費比率についても10%以内、令和6年度決算で7%となっておりますが、令和7年度予算における公債費は既に10億300万円で、これを実質公債費比率に換算しますと8.8%。仮に当局が目標とする10%以内とした場合、年間の公債費は10億7,000万円という数字で、こちらの10%以内という数値は、先ほど市長が申し上げたとおり、チャレンジしていくという意思表示がされている数値と考えております。

そういった中で、将来負担比率の100%という目標値はあまりにも低い数値ということで、私が可能な限り算出できる数値として、今回30.7%というものを修正案として上程させていただいたものです。

補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） ちょっと教えていただきたいと思います。

修正案のほうで30.7%と出した一つの根拠として、一般会計の110億円ということで、公共経営改革の市民に対する説明会とか意見交換会においての資料に110億円ということが示されていると。そこでこれを示されているのであれば、やはり整合性としては110億円というのを置くべきだろうという考えはそれなりに理解できますが、先ほども土屋議員からもありました公営会計のところに関しては、ある面で流動的な部分もあるということで、30.7%という数字でしたときの110億円を守りながら、ここの膨らみというのもある程度許容するというふうにした場合、この修正案だとこの膨らみ自体もなくなるということになりますので、一般会計のこの地方債残高が目標値として110億円と置いて、かつその下のものにある程度膨らみを持たせるという中では、ちょっと30.7%という数字は厳し過ぎる数字かなと思いますので、結果しか正しい数字は出てこないんですが、目標値としてはもう少し緩め、例えば現在の50.8%を基準として、その辺よりもう少し上へいくのか、その辺でいくのか、そのくらいの膨らみを与えたほうがいいのかと私は個人的にと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔13番 江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明） 修正案の説明資料5ページのほうを御参照いただき、説明させていただきます。

公営企業等の繰入見込額であったり組合等の負担等見込額は、すみません。ちょっと令和5年度の決算値としてしか令和6年度の決算値は比較ができていないんですが、基本的には償還のほうで借入を上回っているというところで、現状の全体、一般会計以外の公営企業、組合等を含めた額というものは減っている状況というところを、まず御理解いただければと思います。

ちょっとあわせて、退職金手当の負担見込額というところは、恐らく退職される方のピー

クがこれから下がっていく中で、この辺についても膨らむことはないのかなというのは個人的に考えておりますが、本会議の審議であつたり委員会審査でここの内訳をしっかりと説明してくださいと私が当局に求めている中で、そういった説明がないということは、先ほど土屋議員からの質問にお答えさせていただいたとおり、この数値を使って問題ないのかなと私は考えております。

仮に、広域ごみで今後20億円ないし40億円の起債をして、下田市の負担額が幾ら幾ら見込まれるのでこういう数値にしたいという説明があれば、それはそれで将来負担比率100%であつたり60%、80%ということも成り立つと思いますが、あまりにも当局からの説明が少ないということで、今回この数字を私の案として出させていただいております。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） いろいろ数字に関してはそれぞれやっぱり解釈の仕方が多少あって、その違いがあるのも当然かというふうに思っているんですが、その中でどういうふうな解釈でものを進めるかということですので、これらを全く否定するものではありませんが、少なくとも私の解釈からすると、例えば100%以下というふうに書いたからといって100%もオーケーだよというような解釈ではないというふうに理解していますし、やはりこれはどんどん下げていくのが目標だというふうには思っていますが、かといって厳しいという数字も、ある面では目標値として有効になることもあります。厳しいだけで目標達成ができるかということもありますし、ほかとの関係にも影響するかと思しますので、私としては、110億円へ向かうということを頑張っただきながら、それぞれの膨らみというのも考慮してもう少し緩やかな数字にさせていただくのがある面、現実感かなというふうに理解していますので、そういうふうに見て思った次第です。

以上です。

○議長（中村 敦） 提出者。

〔13番 江田邦明登壇〕

○13番（江田邦明） 御意見ということで、すみません。私もこの後の討論ができないので、私の考えということでお伝えさせていただきますと、ほかの目標値、人口の1万6,000人、推計値でも1万8,000人は多分割ってくると思しますので、年間400から500の数字で減っていった場合、1万6,616人も決して幅のある数値ではないと思ひますし、出生数の68人も同じと考えております。

この後の各種計画については、過疎債を対象とするという視点で幅広く各計画が盛り込ま

れていると思いますが、この10ページと11ページは、この5年間の下田市の総合計画であったり総合戦略と整合性を図った財政指標であったり人口目標ということなので、ここの点については、やはり先ほど市長がおっしゃられたとおり、チャレンジという視点、公共経営改革という視点で現在総合計画策定中かと思われるので、やはりそういった点を踏まえすと、この将来負担比率については改善の必要があるかなというところで、職員の皆様が時間をかけてせっかくつくっていただいた計画案でございますが、一部修正させて上程した次第でございます。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。自席へお戻りください。

ここで休憩します。2時10分まで休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑が終わりました。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） では、ないようですので、次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

1番 柏谷祐也議員。

〔1番 柏谷祐也登壇〕

○1番（柏谷祐也） 議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画について、修正案、原案に反対の立場として意見を述べさせていただきます。

まず、委員会に当初賛成しておりました。幅広くということで、持続的発展計画につきま

しては、その地域の課題でありましたり様々なことがあるかと思われます。その中で、やはり借入れですね。有利な起債をとという意味では、非常に重要になってくるのではないかと思います。

江田議員提案の修正案につきましても、根拠の算出資料といたしまして拝見させていただいたところでございますけども、30.7%というところで、非常に厳しいのかなと私は感じております。もう少し様々な検討をしていく中で、今朝、本会議が始まった際に、当局側から原案について修正箇所の申入れがあったというところで、その申入れがあるといたしますと、私の中ではその原案に対しては反対という立場と今回させていただきました。そのため、江田議員のほうで修正案をつくっていただいたのですが、そちらにも反対させていただきたいというところがございます。そのため、今回は全てにおきまして反対とさせていただきます。以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。修正案に賛成です。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五登壇〕

○7番（岡崎大五） そもそも私は、今朝までは原案に賛成でございました。ですけれども、市長のほうから原案を修正したいという旨の修正案が出され、それが否決され、今に至っているわけですが、今ほど柏谷議員がおっしゃったように、市長からもう既に修正案が出された原案は、もう既に死に案であるというふうな理解をするのが妥当ではないかというふうな考え、今回は、じゃあどこを土台に今後この下田市過疎地域持続的発展計画を見直していったらいいのかというところで、今はまだ案の段階でございますので、その場合、やはり修正案として江田議員の出された案を一定のスタートとして、そこからもう一度皆さんで熟議を重ねてほしいと。すなわち、この案そのものはやはりかなりファジーなところもございましたし、不正確な部分も多かった。そして政策の柱もちょっとぼんやりしたような計画案になっておりましたので、そこら辺の熟議を重ねていただきたいという意味で、この修正案を支持するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 戻りまして、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） では、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

4番 土屋 仁議員。

〔4番 土屋 仁登壇〕

○4番（土屋 仁） 議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画及び修正案について、どちらについても反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

こちらの過疎地域持続的発展計画につきましては、財政上の特別措置等を活用する場合には計画を策定しなければならないというようなものでございます。

今回、委員会の中でも審議の問題となった部分については、将来負担比率の100%以下という数字が目標にしてはちょっと甘いのではないかというような御意見があったというふうに伺っております。

私も、実際にちょっと甘いのではないかなという部分はございますが、あくまでも計画の中でこの100%以下、当然100%財政が逼迫している状況というふうに表される数字でございますが、当然そこまでのことを考えられている職員はいらっしゃらないと。実際に現在40%の後半から50%程度で推移している将来負担比率でございます。今後、起債の充実に当たってある程度の幅を持たせる部分についてはやむを得ないのかなというようなことで、私も先ほどの岡崎議員と同様に、この原案については賛成するつもりでございましたが、実際に市長のほうから修正案が提出されたということで、内容については私どもは拝見してございませんで分かりませんが、当局から修正を出したイコールこの案については間違いを認めたと、そういうふうに理解をせざるを得ないという部分で、こちらの原案については反対をさせていただきます。

また、先ほど江田議員から提案されました修正案でございます。30.7%という将来負担比率を設定してございます。こちらについても、ちょっと先ほど質問で申し上げましたとおり、数字については令和6年度決算の数字を使っていらっしゃる。それについては、当然当局から何の説明もなかったというようなことで、その数字を使わざるを得ないという部分には理解を示すものでございますが、やはり今後の公営企業会計であったり一部事務組合であったり、それから充当可能財源となつてございます基金の活用も今後想定されるというようなことで、こちらについてもなかなかちょっと実現可能には難しいような数字ではないかというようなことでございます。

結論といたしましては、両案を否決、反対という立場で、今後当局からまた新たに精査された数値の記載された過疎計画、そちらのほうに提案されるというものについて、また今後審議をしていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信） 下田市過疎地域持続的発展計画は、令和8年から12年までの計画であると、5年間ですね。そして、これは議論がされてまいりまして、現状分析からどうしていったらいいかということまで緻密な計画となっております、単にこの計画だけではなくて、第5次の総合計画の、あるいは後期計画であるとか、それと合わせました地域創造に関わります計画と連動している計画で、決して全てのところがまずいような計画ではないと。ただ、目標値のところがいかがなものかということの指摘が委員会の中でされているわけでありませう。

当局が提案し直す動きを見せたから全てが悪いんだと、こういうような計画ではまずないということですよ。そして、その内容的に言えば、例えばごみ処理施設等で年間、この1年間に8億円、総勢40億円も50億円ものを借金を重ねていこうかと、こういう計画であってはいけないということが明確に、この過疎地域の持続的発展計画の中で当局自身が5年間で110億円で、公共的な施設の経営改革のほうでしていきたいという数字を上げているわけですから、その数字を基に計算をしていくと。そして、既に公共企業の34億1,000万円、あるいは組合負担金の見込額7億3,000万円、27億円、退職金の手当も今後の5年間の推移を見れば、これ以上借りるといえることはない。むしろ返済が進んでいってこの数字は少なくなっていくということを当局も見込んでるし、そういう見込みができると。

そして、この計画を通しますと、市からはどういうことができるのかと言えば、この計画の55ページに記載がしてありますソフト部分の事業は3,500万円の範囲内で、1年間で全部借りられるわけでありませんが、単年度の1年間で3,500万円の過疎債を借りることができるという、こういう仕組みになっているわけですから、これを出し直させて、借りられるソフト部分のお金まで削減をしまして出し直ささいというのはこの実態に合わないんじゃないかと。このせっかくつくってくれた計画の目標値のふさわしくないところだけを修正して、これを修正可決していくということが私は一番妥当であると思いますし、職員としても、起債の計画を明確に立てて実行することができると、こういうことになるもんだと思います。

ですから、何か政策的にこの課題を争い事にして、両方否決すればいいんだというような見解というのは私はいかがなものかと。せっかく市の職員が長い間かけてつくってくださっ

て、議員が審議をして、悪いところがあれば悪いところだけを訂正して修正可決するというのが、本来議会として取るべき態度ではないかという具合に考えますので、私はこの修正案と目標を直していただいて、粛々と可決していくことが一番当市にとって妥当なことであるという見解でございますので、以上でございます。

○議長（中村 敦） では、戻りまして、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、原案及び修正案両方に対する反対意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

〔8番 楠山俊介登壇〕

○8番（楠山俊介） 原案及び修正案に対して反対の立場で意見を申し上げさせていただきます。

先ほどのほかの議員さんからの見解と重複するところもありますが、まず、原案に対しましては、当局のほうもある面間違い、非を認めた状況の中で、それをよしとするという状況ではなかろうと判断をいたします。特に語句の関係においては、簡易なミスで今後の修正でというふうなことは理解していたところでありますけれど、やはりその語句の間違いによって内容も違うというような案件もあったようでありますので、そういう意味からすれば、しっかりとした修正をもつてもう一度審議をしたいというふうに思っております。

そして、修正案に関しましては、先ほども言いましたが、数字として少し厳し過ぎる数字ということで、目標という言い方をすれば、緩めの数字も目標になりますし、きつめの数字も目標になるということで、どちらだというふうな状況もあろうかと思いますが、私の感覚ですと、この過疎地域持続的発展計画の中に、ある面下田市のまちづくりと言われるものが網羅され、これらを全てやることは理想であります。順次やっていくという中で、事業の計画も盛りだくさん、そしてそれらを我々がきちっと優先順位、やり方等を審議しながら進めてもらうということになりますと、事業費もそれなりにかかるという中で、先ほど言った目標値ですから、あまりにも規制されるものではないとはいえ、厳し過ぎる状況の中で事業に少しブレーキをかけるようなところになるとちょっと問題かなと私は考えますので、その辺の数字に対して、私としてはちょっと賛同できないところがありますので、両案に対して反対ということにいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

ほかに何か討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

これより、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを採決いたします。

まず、本案に対する江田邦明議員及び天野美香議員から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） お座りください。起立少数であります。

よって、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

本案は原案のとおりに決することに賛成の議員の起立を求めます。原案賛成です。

もう一度繰り返します。

修正案は否決されましたので、もうなかったことになりました。

原案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 起立少数であります。

よって、議第66号 下田市過疎地域持続的発展計画については否決されました。

次に、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信） 議第67号 下田市の施設の指定管理者の、特に下田市民文化会館のこの指定の延長でございますが、やはりこうした職員の人員構成が、11人の職員が公社にいるわけですが、60代の方がたしか5人、50代の方が3人、40代の方が3人だと。大変高齢化、公社職員がこういう状態になっていまして、人員のこの更新、若い人たちにそれぞれの事業展開を担っていただくというような体制になっていないと。こういうことが言えようかと思うわけです。

そして、やはりこの期間、市民文化会館がこの地域に果たしてきた文化的な貢献というのは大変なものがあるかと思うわけです。やはりクラシックにおける第一流の指揮者と言われるような山田和樹というような人が名誉館長になってくださっているというような実績を一方では上げていますし、また、市民がこの文化事業を自ら行うというような形でも活発な事業が行われているところであろうと思います。

ところが、公社の事業展開がそれぞれの公の施設と違いますか、市が造った公の施設を管理運営する中で、それをより一層効率的に使って収益を上げて事業を展開してくださいと、こういう趣旨で進められてきていようかと思いますが、やはりそういう意味では、この市民文化会館の事業が本来の目的からいって、収益を上げるような事業形態ではないということも明らかだろうと思うわけです。そして、そのほかのこういう施設を造りながら別の事業展開をしていかなければ、公社として財政的に困難になっていくというのは明らかだろうと思うわけです。

そして、この期間を見ますと、振興公社がやっていた山の家にしましても、蓮台寺パークもなくなりましたし、城山公園の管理や爪木崎公園の管理も、公社から取り上げるという形はおかしいかもしれませんが、直営にしていくというような形で、この市民文化会館も直営にしていくんだと。こういうことですが、直営にしたら具体的にどこがどのように前進をするのかと、財政的にはどうなるのかというような指標も出し得ないままでこの事業が今進められようとしている。既に公社を直営にするんだということだけが決まっていて、それが妥当であるかどうかの十分な判断や検討もないままにこれが今進められようとしていると。こういう実態になっているのではないかと思います。

公社にすれば、60代の人が5人、あるいは50代の人が3人、40代の人、それというようなものの若返りの体制が、果たしてこの事業展開ができるのかと。私は今、市の職員の状態を見ておりましたが、この1年間で公社の職員をそのまま採用をして一応引き継げるようにするんだという条件を見ましても、新しい若い職員がその事業を担うというような仕組みがそこにはない限り、実態はますます高齢化して行って、直営にしても何ら効果を上げることができないということが目に見えているような実態になっているのではないかと思います。そういう検討もされていないし、具体的にこの令和9年度の事業展開はどのようになっていくのかというような資料も現時点ではつくられていないと。こういうことになっていようかと思えますので、私はこの指定管理の1年間の延長こそ止めていただいて、それらのものをきちんと精査して、再度指定管理を延長ではなくて、ちゃんとした期間を定めて設定をすべきだ

と、こういう具合に考えているものでございます。

ですから、この議案に反対ということで討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五登壇〕

○7番（岡崎大五） 賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この数年来、振興公社のほうでは収めることがずっとテーマとして議論を重ねてきたというふうに聞いておりました。この1万9,000人のまちでスポーツ・文化振興のための組織をつくり、そこに施設を任せ、今まで頑張ってきていただいたんですけれども、やはり地勢的な問題もあって、さいたまスーパーアリーナのように黒字化に向かうということはほぼ考えにくいような状況の中で、高齢化以上にやはり経営陣の老齢化ということの御相談を受けてきました。幹部になって、本当に安い給料で市のOBの方とかがやってくださっているところはありますけれども、なかなかやっぱり新しい血を入れてアイデアを入れて進んでいくというような方向性ではなく、今の現状を何とか維持していくというような中で、もうちょっと違った展開にしたほうがいいのではないかと。

すなわち、文化会館の館長みたいところで、例えば生涯学習課の係長クラスの方が入っていただいたりすれば、経営の若返りも可能になってくる。そういったところで、新しい運営の仕方をこの小さなまちでやるには、分かれてやるよりも市の直営でやったほうが、いろんな改修であるとか何かを含めまして、これからプールの問題も当然出てきますので、そういったところでもより迅速に機動力を持って展開できるのではないかとということで、今回の決定に至ったかというふうに理解しております。

何より振興公社にお勤めになっている皆さんの100%の方が、もう振興公社ではなくて市の直営のほうがいいのではないかとというようなことを言われている。理事の方あるいは関係者の皆さんも、もう100%の方がそういった御意見であるということを受けて、やはり市になったからといって安くなることはないと思いますし、もう少しお金がかかるようになるかもしれません。ただ、その中でやっぱりどのぐらいかかっているのかというのは常に見える化を図りながら、今後継続的に運営をしていただけるよう要望したいところでございます。

いずれにしても、この公益財団法人下田市振興公社は時代の役割を終え、新しい小さなまちとしての文化・スポーツ事業の在り方を考える一つのきっかけになる、その1年間に

なるのではないかというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、議第67号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） お座りください。起立多数であります。

よって、議第68号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ございますので、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） お座りください。起立多数であります。

よって、議第69号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付しま

す。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信登壇〕

○12番（沢登英信） 課設置条例のこの変更は、皆さん御案内のように、このこども家庭庁ができるというようなことで、こども家庭課というものをつくっていこうということであろうと。それが中心的な課題であろうかと思いますが、問題は、やはり教育委員会の中の生涯学習課の中で文化・スポーツ係をつくるということは、それは新しいことで対応していこうということであろうかと思いますが、社会係とこの図書係にそれぞれ係長を置いて運営されてまいりましたものが、社会係の1係にこの生涯学習課の図書係をしてしまうと。こういう形で、実態的には係長の職でもない方が図書の全責任を負うというような体制になっているわけでありませう。

ですから、そういう意味では、やはり従来と同じように、ここにこの社会係と図書係と芸術文化係、3つの係長を置いて運営をしていくというのが私は妥当だと思うわけですね。したがって、この今の体制の中では、結局この91人の人員が91人のままであると。何らこの係や等々は、結局体制でいきますと、図書係の係長を削除をして芸術文化係長をつくるという、こういう結果になっていようかと思うわけですね。

ですから、そういう意味では皆さん御案内の図書館は、今新たにどうしようかと。今ある図書館では老朽化が激しくて、中央公民館の教育委員会のいるところに移そうとか、将来計画としてはもっと大きな展望を持った計画をつくろうとかということですね、今図書館行政を大きく前進をさせなければならないときを迎えていようかと思うわけですね。そのときに、そこに配置する職員を、この係長じゃない人をそこに置いて権限を削除して、果たしてそういう課題に合った施策を進めることができるのかと。こういう疑問を大きく持った内容であろうかと思いますが、ぜひともこの点は、図書係をつくっていただきたいと。そういう意味では、もう一度検討し直すという観点から、反対をさせていただくものでございませう。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 大西將由議員。

〔2番 大西將由登壇〕

○2番（大西將由） 議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べたいと思ひます。

沢登議員の今おっしゃった、最後におっしゃっていた生涯学習課の係のほうなんです、ちょっと私の勘違いかもしれないですけど、この係は、今回の条例改正のメニューには含まれていないのではないかというふうに判断しまして、全体的なことを述べさせていただきます。

今回の条例改正では、複数の部署で所管されている子ども・子育て施策と高齢者施策の一元化のため、現在の市民保健課、福祉事務所、学校教育課の3つの部署を再編して、子ども・子育て支援を所管する新設のこども家庭課、福祉事務所の高齢化施策の部門に介護保険係や地域包括支援センターを加えた地域福祉課にそれぞれ業務が集約されることとなっております。

この再編案は、国がこども基本法を制定して、こども真ん中社会の実現のためこども家庭庁を設立して、これまで厚生労働省、文部科学省、内閣府など複数の省庁で所管していたこども政策を一本化しようとした動きとも一致しているものであります。また、高齢者施策は地域福祉課に集約されるとともに、生涯学習課には文化・スポーツ係が新設され、文化・スポーツ事業の推進体制の強化も期待できるところであります。

よって、本条例改正に賛成いたします。

以上です。

○議長（中村 敦） では、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 起立多数であります。

よって、議第71号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ございますので、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 起立多数であります。

よって、議第72号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第74号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 令和7度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ございますので、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 起立多数であります。

よって、議第76号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第77号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第78号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付し

ます。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第79号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

○議長（中村 敦） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時58分閉会